

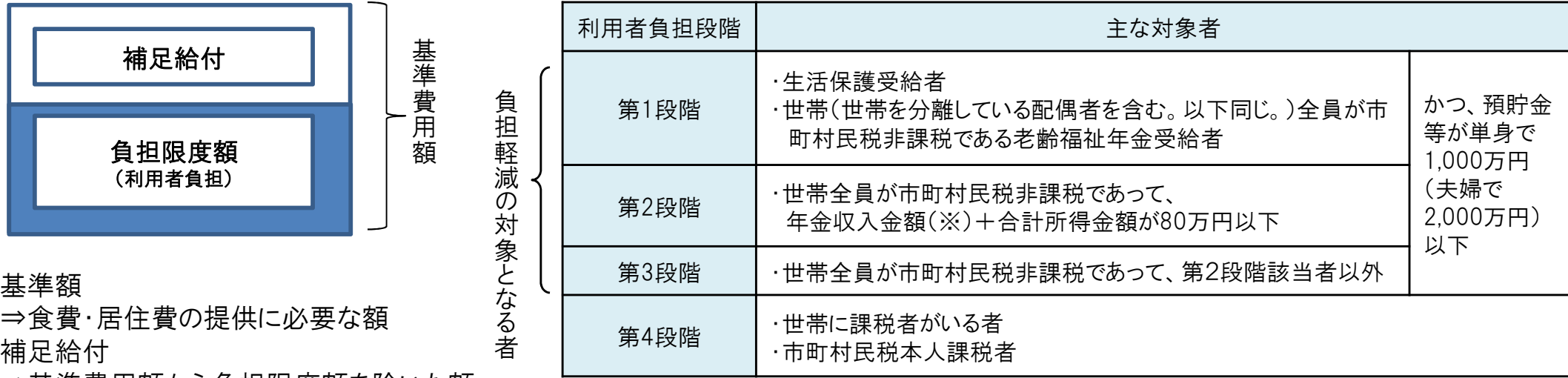
6. ③ 基準費用額の見直し

概要 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

○ 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。
【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）				
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 > ※令和3年8月施行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,392円/日</td> <td style="text-align: center;">⇒ 1,445円/日 (+53円)</td> </tr> </table>	< 現行 >	< 改定後 > ※令和3年8月施行	1,392円/日	⇒ 1,445円/日 (+53円)
< 現行 >	< 改定後 > ※令和3年8月施行			
1,392円/日	⇒ 1,445円/日 (+53円)			

《参考：現行の仕組み》 ※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定



※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額（食費のみ）》

	基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円（4.2万円）	300円（0.9万円）	390円（1.2万円）	650円（2.0万円）